



福島医発第 1621 号 (地)
令和 2 年 9 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療施設における洪水・土砂災害時の避難確保計画及び
避難訓練の実施の促進について

今般、福岡県保健医療介護部医療指導課より厚生労働省及び国土交通省より別添のとおり通知があった旨のお知らせとともに標記の件について周知依頼がありました。

市町村地域防災計画に位置付けられた医療施設等の要配慮者利用施設については、「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務付けられておりますが、先日の令和 2 年 7 月豪雨や、昨年発生した令和元年東日本台風など、毎年水害・土砂災害により甚大な人的被害が生じており、自らの命を守るための避難に対する理解及び備えがより一層重要とのことです。そこで、本件は、対象医療施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を求めるものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、避難確保計画作成の参考となる手引きが下記ホームページに公開されておりますのでお知らせいたします。

<避難確保計画作成の手引き（国土交通省ホームページ）>

URL :

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

小郡三井医師会より

救急災害医療担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

2医指第1198号

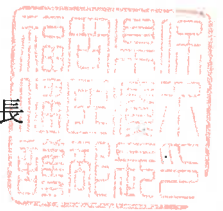
令和2年7月28日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
一般社団法人福岡県助産師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)



医療施設における洪水・土砂災害時の避難確保計画及び避難訓練
の実施の促進について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省及び国土交通省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

市町村地域防災計画に位置付けられた医療施設等の要配慮者利用施設については、「避難確保計画の作成及び避難訓練の実施」が義務付けられています。先日の令和2年7月豪雨や、昨年発生した令和元年東日本台風など、毎年水害・土砂災害により甚大な人的被害が生じており、自らの命を守るための避難に対する理解及び備えがより一層重要になっております。

つきましては、貴会会員に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について適切に対応されるよう周知いただきますようお願いいたします。

なお、避難確保計画作成の参考となる手引きが次のとおり公開されていますので、併せてお知らせいただきますようお願いいたします。

○ 避難確保計画作成の手引き（国土交通省HP）

URL : <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【担当】

地域医療係 藤木

TEL 092-643-3273

FAX 092-643-3277



医政地発 0702 第 1 号
国 水 環 第 2 9 号
国 水 砂 第 2 7 号
令 和 2 年 7 月 3 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県水防担当部（局）長 殿
各都道府県砂防主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長
（ 公 印 省 略 ）
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長
（ 公 印 省 略 ）

医療施設における洪水・土砂災害時の避難確保計画の作成及び
避難訓練の実施の促進について（依頼）

平成 29 年に水防法等の一部が改正され、水防法第 15 条の 3 第 1 項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項に基づき、市町村の地域防災計画に位置づけられた医療施設等の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられております。このため、平成 29 年 8 月 29 日付「水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療施設における避難確保計画の作成等について（依頼）」（医政地発 0829 第 1 号、国水環防第 14 号、国水砂第 21 号）において、避難確保計画の作成等について、配慮をお願いしたところですが、実際に水防法等改正以降も平成 30 年 7 月豪雨及び令和元年東日本台風など、毎年水害・土砂災害により甚大な人的被害が生じており、自らの命を守るための避難に対する理解及び備えがより一層重要になっております。

そのため、各都道府県衛生主管部局におかれましては、関係部局等と情報共有を行うなど緊密に連携し、市町村地域防災計画にその名称及び所在を定められた医療施設が避難確保計画を作成するよう、かつ、貴管内市町村が対象医療施設の避難確保計画の作成状況の確認等を適切かつ確実に実施できるよう配慮方お願いいたします。また、対象医療施設の避難確保計画の作成状況については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく立ち入り検査の機会を利用して管理者等に対して聴取するなど、把握に努めていただくよう、改めてお願いいたします。

また、避難確保計画の作成にあたって参考になる作成の手引きを国土交通省 HP（※）

で公表しておりますので、お知らせいたします。

なお、都道府県が医療計画の策定において参考にしていただくための技術的助言として、「疾病・事業及び在宅医療にかかる医療体制構築に係る指針」において、災害医療提供体制の構築にあたり、全ての病院は、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定が望ましいこととされています。また、BCP の策定にあたっては避難確保計画の作成及び訓練の実施も含まれるものと認識しております。

各都道府県水防担当部局及び砂防主管部局におかれては、この旨御承知いただき、医療施設についても避難確保計画の点検等を適切かつ確実にを行うよう措置をお願いします。

最後に、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項等の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

※参考資料

○ 避難確保計画作成の手引き（解説編、様式編（医療施設））

対象災害：洪水、内水、高潮、土砂災害、津波

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【問い合わせ先】

○厚生労働省

医政局地域医療計画課 救急周産期医療等対策室

災害時医師等派遣調整専門官 西田（内線 4130）

災害医療係長 乙部（内線 2548）

TEL：03-5253-1111（代表） FAX：03-3503-8562

○国土交通省

水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村（内線 35439）

津波水防係長 太田（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 大山（内線 36152）

地震対策係長 土門（内線 36154）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610